

2018年3月22日 全12頁

会社法制（企業統治等関係）中間試案の概要

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2018年2月14日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（中間試案）がとりまとめられた。
- 主な項目としては、①株主総会に関する手続の合理化（株主総会資料の電子提供、株主提案権の濫用的な行使の制限など）、②役員への適切なインセンティブの付与（株式（新株予約権）報酬等、取締役の個人別報酬等決定の再一任、D&O保険、会社補償など）、③社外取締役の活用等（社外取締役と業務執行、社外取締役設置義務化の可否など）、④社債の管理、⑤その他（自社株式等を対価とするTOBなど）が盛り込まれている。
- 早ければ、2018年内にも要綱案がとりまとめられ、2019年に改正法案が国会に提出される可能性もあるだろう。

はじめに

2018年2月14日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下、中間試案）がとりまとめられた。同月16日には法制審議会総会に報告され、28日からは意見募集（パブリックコメント）も開始されている¹。

中間試案は、次のような構成になっている。

- | |
|--------------------|
| 第1部 株主総会に関する規律の見直し |
| 第1 株主総会資料の電子提供制度 |
| 第2 株主提案権 |
| 第2部 取締役等に関する規律の見直し |

¹ 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900348.html>) に掲載されている。パブリックコメントの期間は、2018年4月13日までである。同サイトには、法務省民事局参事官室作成の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、補足説明）も掲載されている。

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1 | 取締役等への適切なインセンティブの付与 |
| 第2 | 社外取締役の活用等 |
| 第3部 | その他 |
| 第1 | 社債の管理 |
| 第2 | 株式交付 |
| 第3 | その他 |

今後、早ければ、2018年内にも要綱案がとりまとめられ、2019年に改正法案が国会に提出される可能性もあるだろう。以下では、中間試案のポイントを紹介する。

なお、特に断らない限り、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

1. 株主総会に関する規律の見直し

(1) 株主総会資料の電子提供制度

【ポイント】

①株主総会資料の電子提供制度

- a. 定款の定めにより、株主の個別の承諾がなくても、会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（株主総会資料の電子提供制度）を導入する。
- b. 電子提供制度を採用した会社は、次の事項などを記載した招集通知のみを送送する。
 - ・株主総会の日時及び場所
 - ・株主総会の目的である事項
 - ・電子提供される事項（電子提供措置事項）に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス
- c. 株主総会参考書類、計算書類、事業報告などの記載事項は、上記b.のウェブサイトに掲載（調査機関による掲載状況の確認など、電子公告の方法に準じた方法が想定されている）。
- d. 電子提供される事項について書面の交付を希望する株主は、株主総会基準日までに書面交付請求を行う（実際の書面の交付は株主総会の日の2週間前まで）。

②上場会社については、実質的な強制適用

- a. 振替機関（ほふり）は、①の定款の定めがある会社の株式しか取り扱うことができない。
- b. 改正法の施行日において既に振替機関の取扱い対象となっている株式の発行会社（上場会社等）は、施行日を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなす。

現行法の下でも、株主総会の招集通知、参考書類、計算書類、事業報告などは、株主の個別

の承諾があれば電子提供は可能である。しかし、株主一人一人から個別に承諾をとるという煩瑣な手続が必要であることなどから、あまり利用は進んでいない。

そこで、米国の Notice & Access 制度などを参考に、株主の個別の承諾がなくても、これらの株主総会資料の電子提供を可能とする仕組みを導入しようというものである。実現すれば、上場会社の株主総会資料について、印刷や発送などのコスト削減に加え、株主への早期の情報提供、内容・情報の充実などが期待される。

株主への早期の情報提供の観点から、①b. の招集通知の発送期限、①c. の電子提供の開始日（電子提供措置開始日）について、現行の招集通知・参考書類の発送日（原則、株主総会の日の2週間前まで）を前倒しすることも提案されている。

図表 1 電子提供制度の下での招集通知の発送期限、電子提供措置開始日に関する案

招集通知の発送期限	電子提供措置開始日
【A案】株主総会の日の4週間前まで 【B案】株主総会の日の3週間前まで 【C案】株主総会の日の2週間前まで	【A案】株主総会の日の4週間前の日又は株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日 【B案】株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日

株式振替制度の利用を、電子提供制度に関する定款の定めがある会社に限定することで、上場会社に対する実質的な強制適用が予定されている。それに伴い、上場会社における①d. の書面交付請求の仕組みとして、振替制度、特に、振替機関（ほふり）や口座管理機関（証券会社など）を活用することが想定されているようだ。

2. 株主提案権

【ポイント】

- | |
|---|
| <p>①株主提案できる議案の数の制限（図表2の4案併記）</p> <p>②株主提案の内容による制限（次のいずれかに該当する場合には株主提案権の行使を認めない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で株主提案を行ったとき ・株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき ・株主が専らその株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき ・株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき |
|---|

6ヶ月継続して総株主の議決権の1%以上の議決権又は300個以上の議決権を有する株主は、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求できる権利、すなわち株主提案権²を行使できる

² 厳密には、一定の事項を株主総会の目的（議題）とすることを請求できる議題提案権（会社法303条）と、既に目的（議題）として決定されている事項に対して反対提案や修正提案などを行う議案提案権（同304条）があるが、本稿では、特に断らない限り、議題提案権について述べることにする。

(会社法 303 条)。株主提案権の行使によって提案できる事項は、その株主が議決権を行使することができる事項という制限はあるものの、それ以上の制約（内容、数など）は定められていない。その結果、「近年、会社を困惑させる目的で議案が提案されたり、一人の株主により膨大な数の議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が見られる」³との指摘がある。

そこで、濫用的な株主提案権の行使を制限するための措置を講じようというのが、中間試案のポイントである。具体的には、①株主提案できる議案数の制限と、②不適切な内容の株主提案の制限である。なお、①株主提案できる議案数の制限については、図表 2 の 4 つの案が併記されている。

図表 2 株主提案権の行使により提案することができる議案数の制限の案

	議案の数	役員等（注1）選任・解任議案の取扱い
【A 1 案】	5 以内	人数にかかわらず 1 議案とカウント（注2）
【A 2 案】	5 以内	制限の対象から除外（ノーカウント）
【B 1 案】	10 以内	人数にかかわらず 1 議案とカウント（注2）
【B 2 案】	10 以内	制限の対象から除外（ノーカウント）

（注1）ここでいう「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、会計監査人をいう。

（注2）例えば、同じ株主総会に取締役の選任議案と監査役の選任議案を提案するとき、どのようにカウントするかについて、中間試案には明記されていない。今後、とりまとめられる要綱案や法案を待つ必要があるが、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第 6 回会議議事録⁴（p. 30）を見る限り、役職ごとに 1 つ、2 つ…と数えることはせず、まとめて 1 議案とすることを想定しているようだ。他方、選任議案と解任議案については、それぞれ 1 議案（両方出すのであれば 2 議案）とカウントすることが想定されているようだ。

（出所）中間試案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

株主提案権に関しては、議案数の制限以外にも、行使要件の一つである持株要件（300 個以上の議決権）や、行使期限（株主総会の日 8 週間前まで）の見直しについても議論されたが、中間試案では「なお検討する」と結論を持ち越している。

2. 取締役等に関する規律の見直し

(1) 取締役等への適切なインセンティブの付与

中間試案における「取締役等への適切なインセンティブの付与」の内容は、大きく「取締役の報酬等」、「役員等賠償責任保険契約」、「会社補償」に分類される。

³ 会社法制（企業統治等関係）部会第 1 回会議 部会資料 1「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」（以下、部会資料 1）p. 2。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900317.html>

⁴ 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/001243797.pdf>) に掲載されている。

(A) 取締役の報酬等

【ポイント】

①「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めているときは、取締役報酬議案を提出した取締役は、その株主総会において、その方針の内容の概要、提出した議案がその方針に沿うものであると判断した理由を説明しなければならない。

②株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項の明確化

③上記②の見直しを行う場合における、株式報酬に伴う金銭の払込みなど（3案併記）

(A案) 株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする（取締役（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可）。

(B案) 新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする（取締役（取締役であった者を含む）以外の者による新株予約権行使は不可）。

(C案) 見直しは行わない。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任（両論併記）

(A案) 取締役の個人別の報酬等の内容について定款の定め又は株主総会決議がないときは、株主総会決議による取締役（例えば、代表取締役）への授権がない限り、取締役会の決議によって定めなければならない（代表取締役等への再一任はできない）。

(B案) 上記の見直しを行わない。

⑤事業報告における会社役員の報酬等の開示の拡充（個人別の報酬等の開示は、なお検討）

コーポレートガバナンス・コード（原則4-2）などを踏まえ、インセンティブ付与としての取締役報酬に関心が寄せられる中、①は説明責任の強化、⑤は開示の充実を求めるものである。もともと、①において、現行法上、既に策定義務がある指名委員会等設置会社以外の会社まで「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」の策定義務を拡大することまでは求められていない。また、⑤についても、特に関心の高い「個人別の報酬等の開示」は、なお検討することと結論が先送りされている。

②、③は、取締役に対するインセンティブ付与の代表例と言われる株式報酬、新株予約権報酬について、その手続の明確化や見直しを行うものである。

④については、若干、補足しておきたい。会社法上、取締役の報酬等については、定款又は株主総会決議によって、その額、算定方法などを定める必要がある（会社法361条）。しかし、実際には、わが国上場企業における取締役の報酬等について、株主総会では取締役全員の報酬等の総額の最高限度のみを定めて、各取締役への配分は取締役会に委任する、さらには代表取締役に再一任するといった事例がよく見られるといった問題点が指摘されている。

④のA案は、こうした指摘を踏まえ、利益相反上の問題が生じやすい、代表取締役等への再一任に一定の制限を設けようというものである。

(B) 役員等賠償責任保険契約（いわゆるD&O保険）

【ポイント】

会社法上、役員等賠償責任保険契約に関する明文の規定を設ける。

- ①役員等賠償責任保険契約の内容は、取締役会決議（注1）によらなければならない。
- ②役員等賠償責任保険契約のうち、取締役・執行役を被保険者とするものなどの締結については、利益相反取引規制を適用しない。
- ③会社法上の公開会社は、事業報告において、次の事項を開示しなければならない。
 - ・役員等賠償責任保険契約の被保険者
 - ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要（注2）

（注1）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（注2）役員等による保険料の負担の割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び役員等賠償責任保険契約によって役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。

役員等賠償責任保険（いわゆるD&O保険）とは、一般に、役員等に対して、損害賠償請求（例えば、株主代表訴訟）がなされた場合に、その役員等が負担する損害賠償金などを、一定の範囲で補填する内容の会社と保険会社との間の契約をいう。現行会社法では、D&O保険に関する特段の定めは設けられておらず、主に実務の中で発展、普及している。

D&O保険には、役員等が損害賠償責任を過度に恐れて職務の執行が委縮することを防止する効果（適切なリスクテイクを促す効果）や、会社が優秀な人材を確保しやすくなる効果が期待されている。その一方で、会社と役員等との間の利益相反の問題や、保険契約の内容によっては、役員等にモラルハザードが生じる危険性が指摘されている。

中間試案は、こうした指摘を踏まえて、会社法上、D&O保険に関する規定を設けて、同保険の締結が可能であることを明文で示すとともに、内容や手続の適正を担保するために一定の規律付けを行うこととしている。

(C) 会社補償

【ポイント】

会社法上、会社補償に関する明文の規定を設ける。

- ①補償契約の内容の決定は、取締役会決議（注1）によらなければならない。
- ②会社とその取締役・執行役との間の補償契約には、利益相反取引規制を適用しない。
- ③会社法上の公開会社は、事業報告において、次の事項を開示しなければならない。
 - ・補償契約の相手方

・ 補償契約の内容の概要（注2）

（注1）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（注2）補償契約によって役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。

会社補償とは、一般に、役員等が訴訟や当局の調査などの対象になった場合に、その役員等が負担する手続費用や損害賠償金などを、一定の範囲で会社が補償したり、立て替えたりすること（あるいは、そうした内容の契約を会社と役員等との間で結ぶこと）を意味する。

会社補償についても、前記（B）の役員等賠償責任保険（D&O 保険）と同様の問題点が指摘されている。中間試案は、会社法上、会社補償に関する規定を設けて、会社と役員等の間での会社補償契約が可能であることを明文で示すとともに、内容や手続の適正を担保するために一定の規律付けを行うこととしている。

（2）社外取締役の活用等

【ポイント】

①社外取締役と業務執行

- a. 利益相反などの状況において、都度、取締役会決議によって、業務執行を社外取締役に委託することができる。その社外取締役は、委託を受けた行為を行ったとしても、会社法上、社外取締役の要件に反することにはならない。
- b. 業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、上記 a. により社外取締役に委託することはできない。

②重要な業務執行の決定の取締役への委任（両論併記）

（A案）監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって重要な業務執行の決定を個々の取締役に委任することができるものとする。

（B案）上記の見直しを行わない。

③社外取締役を置くことの義務付け（両論併記）

（A案）監査役会設置会社（会社法上の公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、社外取締役を置かなければならない。

（B案）上記の見直しを行わない。

①は、社外取締役の要件、特に業務執行との関係を見直そうというものである。

すなわち、社外取締役が業務執行を行うと、「社外」要件を満たさなくなる（会社法 2 条 15

号イ)。言い換えれば、社外取締役が、社外取締役であり続けるためには、業務執行を行ってはいないこととなる。ところが、実際には、社外取締役が会社の業務活動に関与していると見られかねない状況が存在する。例えば、MBOの際、買収対象会社の経営陣は、同時に買収者でもあって、会社や株主との間で利益相反の立場になる。そのため、「実務上、取引の公正さを担保する措置として、対象会社の社外取締役が、対象会社の独立委員会の委員として、買収者（筆者注：すなわち、対象会社の経営陣）との間で交渉を行う場合等があるが、社外取締役がこのような行為をしたことが『業務を執行した』に該当するか否か」⁵といった疑問が生じることとなる。こういった問題を踏まえ、「社外取締役が期待される行為について、いわゆるセーフ・ハーバー・ルール」⁶を設けるとするのが、①の趣旨である。

なお、「業務執行取締役の指揮命令の下に施行する業務」については、社外取締役に委託することはできないとされている（①b）。中間試案などに明確な説明はないが、こうした業務活動を行うとなると、社外取締役が実質的に業務執行者の指揮命令下に置かれることとなるため、問題が大きいという趣旨であろう。

②のA案は、監査役設置会社にも、監査等委員会設置会社と同様、重要な業務執行の決定を取締役へ委任することを可能としようというものである（いわゆるモニタリング・ボード）。

指名委員会等設置会社は、会社法上、取締役会の決議事項の多くを執行役に委任することができる（会社法416条4項）。平成26年改正で導入された監査等委員会設置会社についても、一定の要件の下で、取締役会の決議事項の多くを取締役に委任することが認められている（会社法399条の13第5、6項）。その結果、これらの機関設計の場合、取締役会の機能・役割を、モニタリング（監督）中心とすることができる（いわゆるモニタリング・ボード）。

他方、監査役設置会社の場合、取締役会の決議事項のうち、取締役に委任ができる範囲が狭く（会社法362条4項）、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが困難であるため、モニタリング・ボード型のガバナンス体制をとることが難しいとの指摘を受けたものである。

中間試案では、監査役設置会社が、重要な業務執行の決定を取締役に委任するためには、取締役の過半数が社外取締役であることに加えて、次のすべてに該当することを求めている。

- ◇会計監査人設置会社であること
- ◇取締役会が経営の基本方針について決定していること
- ◇取締役会が内部統制システムの整備について決定していること
- ◇取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること

⁵ 会社法制（企業統治等関係）部会第5回会議 部会資料6「社外取締役を置くことの義務付け等に関する論点の検討」（以下、部会資料6）p.2。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0490088889.html>

⁶ 補足説明 p.41

③の A 案は、一定の会社に対する社外取締役の選任義務化である。平成 26 年の会社法改正において、改正附則において「施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずる」（改正附則 25 条）という定めが設けられたことを受けたものである。

3. その他

(1) 社債の管理

【ポイント】

①社債管理補助者

- a. 社債管理者不設置債を対象に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意で、強制ではない）。
- b. 社債管理補助者は、社債権者に対して、公平・誠実義務、善管注意義務を負う。
- c. 社債管理補助者は、次の権限を有する。
 - ・社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限
 - ・委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済を受けるなどの権限（注1）
 - ・社債権者の請求に基づいて社債権者集会を招集する権限
- d. 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告（又はこれを知ることができるようにする措置）をしなければならない。
- e. 社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。
- f. 社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- e. 社債管理補助者の担い手は、現行の社債管理者と同様（銀行、信託会社など）とする（注2）。

②社債権者集会

- a. 社債権者集会決議による社債の元利金の減免を可能とする。
- b. 社債権者全員が同意した場合の社債権者集会の決議の省略を可能とする。

（注1）委託契約に基づく権限には、社債の全部についてするその支払の請求などのように、権限の行使について社債権者集会の決議が必要となるものもある。

（注2）社債管理補助者の担い手に、例えば、弁護士や弁護士法人を加えることについて「なお検討する」とされている。なお、証券会社は、担い手として想定されていない。

社債管理者不設置債を対象に、新たな社債管理機関の仕組み（社債管理補助者）を設けることが①のポイントである。

本来、社債権者保護の観点から、会社が社債を発行する際には、社債管理者の設置が強制される。しかし、例外として、各社債の金額（額面）が1億円以上の場合などには設置義務が免除されている。その結果、実際には、例外規定を活用して社債管理者を設置していない社債（社債管理者不設置債）の発行が多数を占めており、近年、こうした社債管理者不設置債のデフォルトが発生し、「社債権者に損失や混乱が生ずるという事例が見られた」⁷とされる。

社債管理者は、社債管理を行う上で広範な権限（「必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を有する権限」）を有している（会社法705条）。しかし、その反面、社債管理者には、公平誠実義務、善管注意義務、損害賠償責任などの厳格な義務・責任が課されている（会社法704、710条）。こうした厳格な義務・責任があるため、社債管理者の設置コストが高くなることや、なり手の確保が難しいことが、前述の問題の背景にあると考えられている。

こうした問題を踏まえ、2010年以来、日本証券業協会において、権限・責任を限定した社債管理の仕組みについて検討が行われた。その結果、2016年には、（法律に基づかない）契約ベースの実務上の工夫として、「社債権者補佐人制度」が提案された。社債権者補佐人は、その権限を、発行会社からのコベナントの遵守状況等の通知の受領や、デフォルトが発生した場合等の社債権者への通知などに限定する代わりに、契約等に定めた内容以上の義務を、原則、負わないとする仕組みである。もっとも、現行法を前提とする限り、例えば、すべての社債権者の代理人として破産手続等において債権の届出等を行うことなど、社債管理上、重要な機能を果たすことが困難であるといった限界も明らかとなった。

そこで、法改正を通じて、社債権者のために破産手続等において債権の届出ができること（①c.）や、社債権者のために行動するとき個別の社債権者を示す必要はないこと（①e.）を明確化している。加えて、委任契約の定めにより裁量の範囲を限定できること（①c.）などから、「社債管理者と比べて義務違反が問われ得る場合は限定的である」⁸ように工夫されている。

(2) 株式交付

【ポイント】

他の会社を子会社とするために、その株式を譲り受け、それと引換えに自社の株式を交付するための手続（株式交付）を整備する。株式交付を実施する場合、会社法199条1項（新株発行等）の手続は不要である。

①譲り受ける子会社となる会社（株式交付子会社）の株式の数の下限、交付する親会社となる会社（株式交付親会社）の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた株式交付計

⁷ 補足説明 p. 46。

⁸ 補足説明 p. 48。

画を定める。

- ②株式交付親会社は、①の株式交付計画について、株主総会の特別決議による承認が必要。
- ③株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者（株式交付子会社の株主）に対して、株式交付計画の内容などを通知しなければならない（注）。
- ④株式交付親会社の株主、債権者保護のため、①の株式交付計画の内容の開示手続、反対株主の買取請求権、債権者異議手続などが設けられる。
- ⑤効力発生日において、申込みのあった株式交付子会社の株主は、株式交付親会社の株主となり、株式交付親会社は、申込みのあった株式交付子会社の株主の株式を取得する。

（注）通知すべき事項を記載した金融商品取引法上の目論見書で代用することも可能。

他の会社を子会社化する手続としては、現行会社法上、株式交換手続がある。ただ、株式交換手続は、株主総会など所定の手続を経た上で、対象会社の全株主から強制的に株式を取得する手法、つまり、100%子会社化のための手法である。

中間試案が提案する株式交付制度は、あくまでも申込みのあった対象会社（株式交付子会社）の株主からのみ、株式を取得することで、対象会社を子会社化する手法である。その意味では、特に上場会社の場合、いわゆる自社株式対価 TOB などと組み合わせて用いることが想定されるだろう⁹。

(3) その他

これまで取り上げた項目以外にも、例えば、次のものが中間試案に盛り込まれている。

- ①責任追及等の訴えに係る訴訟における和解
- ②議決権行使書面の閲覧等
- ③株式の併合等に関する事前開示事項
- ④新株予約権に関する登記
- ⑤代表者の住所が記載された登記事項証明書
- ⑥会社の支店の所在地における登記の廃止

①は、取締役や執行役などの責任追及等の訴えに係る訴訟（いわゆる株主代表訴訟など）で和解をする場合に、監査役や監査委員などの同意を求めるものである。

②は、議決権行使書面の閲覧・謄写請求権の濫用的な行使に対して、企業が拒絶できる事由を明文化しようというものである。

⁹ 金本悠希「自社株対価の買収に関する税制改正要望等」（2017年11月22日付大和総研レポート）なども参照。
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171122_012480.html

③は、全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した、いわゆるキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続に関する情報開示（事前開示手続）の充実などに関する見直しである。

④～⑥は、登記に関わる見直しである。④は新株予約権の発行に伴う払込金額等の登記の要否（両論併記）、⑤は代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付の制限、⑥は支店の所在地における登記の廃止が問題となっている。